

障がい者差別に関する相談状況について（新規分）

1 相談件数

1件（不当な差別的取扱い：0件、合理的配慮の不提供：1件）

2 相談内容（合理的配慮の不提供）

相談1 市内公共ホールの段差解消機について

【相談者】

- 障がい者団体

【障害種別】

- 身体障害（肢体不自由）

【概要】

- 市内公共ホールにおいて、大規模改修工事後に、舞台へアクセスできる段差解消機が設置されたが、大型の車いすであると1台がぎりぎり（切り返したりしながら）乗降できるスペースしかなく、また、速度が遅いため、片道2分程度かかってしまう。
- 客席の車いす席に行くにも、この段差解消機を使うしかなく、複数の車いすの人が利用する場合、かなりの時間を要する。スロープなどで舞台へ自由に行き来できるようにはできなかったのか。

【要因分析】

- 当該ホールでは、これまで舞台への車いすの動線がなかったが、大規模改修後に、バリアフリー化対応として、舞台へアクセスするための段差解消機を設置している。
- 市として、大規模改修の前に、バリアフリー化対応についての障がい者団体による現地確認、説明、ヒアリングを実施したが、その際に、施設の構造上、スロープなどで舞台へ自由に行き来できるような施設整備は難しいことについての説明が十分でなかった。

【市の対応】

- 相談内容について確認するため、障がい者団体とともに現地確認を行った。その際に、舞台へアクセスする手段として、搬入用エレベーターが利用可能であることを確認した。
- 搬入用エレベーターは比較的スピードが速く、かつ、一度に多くの車いす利用者が舞台へアクセスでき利便性が高い。舞台スタッフによる対応によってスムーズな移動が確保できることを確認し、搬入用エレベーターの利用について提案した。

○ 今後、大規模改修工事等を実施する際には、市として、バリアフリー化対応についてより望ましい対応が図られるよう、具体的な課題と方法についても、障がいのある方へ十分な説明や意見交換を重ねていく必要がある。

○ 障がい者団体からは、今後、このような改修に当たっては、検討会や協議会などを立ち上げて、そこに障がい当事者を入れ、障がい当事者の声をきちんと反映するよう仕組みを作るよう要望が出された。